

地区センター条例施設指定管理者選定委員会 質問・回答

No.	施設名	項目	内容	回答
1	全施設	公募要項20ページ5公募及び選定に関する事項(4)公募手続きについてイ事業計画書(様式2)	各項目1ページに収めることとなっているが、別紙資料を添付して、参照とすることは可能でしょうか。	可能です。ただし、別紙資料については1ページ程度に収め、簡潔にまとめてくださいますようお願いいたします。
2	全施設	公募要項20ページ(4)公募手続きについて サ 履歴事項全部証明書	「応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの」となっていますが、受付期間の最終日6月22日の日付の証明書ではないといけなんでしょうか。	応募書類の受付期間の最終日時点の情報が確認できれば必ずしも最終日の日付でなくてもかまいません。
3	藤が丘地区センター	公募要項・40ページ・横浜市藤が丘地区センター関連資料 1 施設の概要(3)利用の基準 ア 開館時間	「現指定管理者は区の承認の上で日曜日、祝日及び休日の開館時間を午前9時から午後6時までに変更している」と記載されているが、利用の基準に記載どおり、日曜日、祝日及び休日の開館時間を午前9時から午後5時までとして提案しても構わないでしょうか。	可能です。 ただし、指定管理者に選定された場合には、開館時間の変更について利用者へ適切に周知を行ってください。 なお、提案内容については利用者サービスの観点から総合的に評価されます。
4	大場みずが丘地区センター	横浜市青葉区地区センター等指定管理者公募要項 p6 カ 自主事業(A型およびB型)/p26 利用料金減免ガイドライン(抜粋)	事業を行った際の施設利用料については、指定事業：利用料全額減免→指定管理者は利用料を支払わず、利用料収入にも計上しない 自主事業A・B：利用料または目的外使用料を支払うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	大場みずが丘地区センター	横浜市青葉区地区センター等指定管理者公募要項 p5 オ 修繕等	「修繕に係る年間の執行合計金額が200万を超えた場合は、当該金額を超えた修繕は横浜市の負担により実施します」とありますが、たとえば年度終盤、1件50万の修繕が発生し、その時点ですでに指定管理者側で200万近くの修繕を執行済みの場合は200万満額執行までは市との折半になりますでしょうか。それとも1件で200万を超えてしまう場合は、該当修繕は全額が市負担になりますでしょうか。	修繕費が年間上限額(200万円)を超える見込みとなる場合は、必ず事前に横浜市へご相談ください。 年間上限額を超える場合は、1件60万円未満であっても修繕の必要性を判断した上で、原則として横浜市の負担により実施します。 ただし、横浜市との協議により、指定期間終了後に買取を求めないことを条件として、指定管理者が実施することも可能です。